

軽自動車の住所変更（正式には検査証記入申請とといいます）

所有者または使用者が用意するもの

1	自動車検査証
2	次のうちいずれかのもの ①個人の場合 住民票（発行後3ヶ月以内） ②法人の場合 登記簿謄本または登記事項証明書（発行後3ヶ月以内）
3	所有者の印鑑（認印で可）または申請依頼書（代理人が申請する場合必要）
4	使用者の印鑑（認印で可）または申請依頼書（代理人が申請する場合必要、所有者と同一の場合は不要）
5	ナンバープレート（管轄が変更になる場合）
6	軽自動車検査事務所で用意するもの ① 申請用紙（軽第1号様式）約3040円 売店で購入 ② 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布
届出手続終了後に警察署へ届け出るもの (引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要)	
7	自動車保管場所届出書（いわゆる車庫証明 保管場所届出義務等の適用地域 の場合）